



厚生労働省  
茨城労働局発表  
平成26年5月2日(金)

担 当	茨城労働局 労働基準部 賃金室	
	室長	田口 美博
	室長補佐 連絡先	栗原 由明 029-224-6216

## 賃金や業務の改善に取り組む中小企業を応援します ～業務改善助成金の助成率の引上げ等のご案内～

### 《ポイント》

業務改善助成金は、平成26年度から、小規模事業者への助成率が、2分の1から4分の3に引き上げられました。

茨城労働局（局長：中屋敷 勝也）では、一定の中小企業・小規模事業者が、事業場内で最も低い賃金を引き上げる計画と業務改善を実施した場合に、業務改善に要した経費の一部を助成（上限100万円）する業務改善助成金事業と、中小企業における生産性の向上や賃金制度の見直しなどについての専門家によるワン・ストップ無料相談を実施しています。

### 業務改善助成金（最低賃金引上げに向けた中小企業業務改善助成事業）

中小企業と小規模事業者の賃金（事業場内の最も低い時間給（800円未満）を40円以上引上げ）と業務（パソコンの増設や機器の導入など）の改善を国が支援し、従業員の賃金引上げを図るための制度です（別添1）。

なお、平成26年度から、企業規模30人以下の小規模事業者については、要した経費の4分の3を助成できることになりました。

### 最低賃金ワン・ストップ無料相談（最低賃金引上げに向けた中小企業専門家派遣・相談等支援事業）

茨城労働局長が茨城県社会保険労務士会に委託して実施している事業（茨城県最低賃金総合相談支援センター）で、社会保険労務士が中小企業事業主の経営課題（販路開拓、新規事業開拓、資金調達など）や労務管理（最低賃金引上げに向けた制度の説明、賃金制度や労働時間制度の見直しなど）の悩みについて無料でワン・ストップで、相談対応・専門家派遣をしています（別添2）。

## 中小企業事業主向け

# 業務改善助成金のご案内

この助成金は、中小企業の賃金と業務の改善を国が支援し、従業員の賃金上げを図るための制度です。

### 賃金改善

(事業場内で最も低い時間給(800円未満)を40円以上引き上げ)

### 業務改善

(パソコンの増設や、機器の導入など)

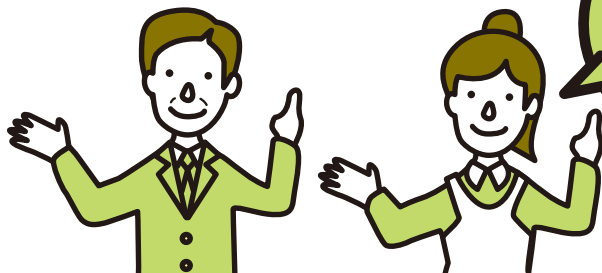
平成26年度から、  
企業規模30人以下の小規模事業者については、  
要した経費の4分の3を  
助成できることになりました。  
(上限100万円。なお、企業規模31人以上は、2分の1)



賃金と  
業務の改善を  
国が支援して  
くれるなんて  
頼もしいね。

うちの工場は  
対象地域だな。  
申請してみるか

業務改善経費の  
一部を補助して  
くれるのね。



厚生労働省

最低賃金上げに向けた中小企業業務改善助成事業

# 支給手続き

## 支給の要件

### ①賃金引上計画

事業場内で最も低い時間給を40円以上引き上げる計画を作成し、実施すること。

※引上げ後の賃金額を就業規則で明記すること。

### ②業務改善計画

業務改善(賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入・研修等)に係る計画を作成し、実施すること。

※業務改善計画については、労働者から意見を聴取すること。

※業務改善措置は交付決定後に実施したものに限られます。

## 支給額

上記業務改善の経費の2分の1(小規模事業者(※)は、4分の3)

※企業規模30人以下の事業場となりますので、詳細は下記にお問い合わせください。

## お問い合わせ先

### 茨城県最低賃金総合相談支援センター

〒310-0815 水戸市本町3-20-8 本町寺番館ビル4階

TEL.029-226-3296



## お問い合わせ・申請先

### 茨城労働局労働基準部賃金室

〒310-8511 水戸市宮町1丁目8-31茨城労働総合庁舎

TEL.029-224-6216

<http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



●厚生労働省ホームページアドレス  
<http://www.mhlw.go.jp/>

●最低賃金に関する特設サイト  
<http://www.saiteichingin.info/>



リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。  
(H26.5)

# 中小企業事業主向け

最低  
賃金

# ワン・ストップ無料相談

社会保険労務士や経営コンサルタントが中小企業事業主の次のような  
悩みについて無料でワン・ストップで、相談対応・専門家派遣いたします。

## 経営課題

(販路開拓、新規事業開拓、資金調達など)

## 労務管理

(最低賃金の引上げに向けた制度の説明、賃金制度や労働時間制度の見直しなど)

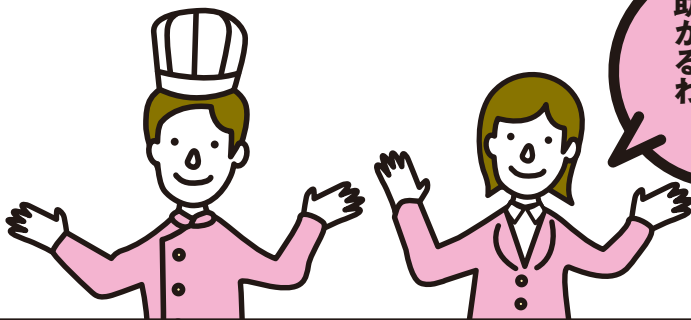
まずは最低賃金総合相談支援センターへ！



悩める経営者の  
チカラになります。

中小企業に  
とっては  
心強いね！

無料で相談  
できるなんて  
助かるわ。



厚生労働省

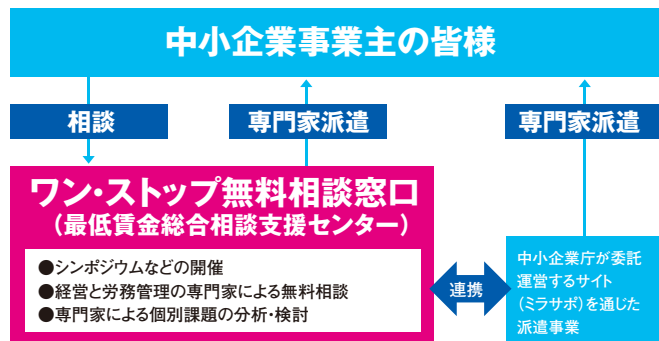
最低賃金引上げに向けた中小企業専門家派遣・相談等支援事業 (都道府県労働局委託事業)

最低賃金

# ワン・ストップ無料相談とは？

最低賃金の引上げに向けて中小企業事業主の皆さまを支援する事業です。最低賃金引上げを行うには、生産方法や販売方法を改善して売上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全衛生管理などの見直しも必要になることがあります。こういった中小企業事業主が抱えるさまざまな経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決を支援するため、ワン・ストップで無料相談に応じる場を全国に設けています。

## 中小企業専門家派遣・相談等支援事業



## ご相談の一例

### 経営に関する相談の例

- (1) 販路開拓
- (2) 新規事業
- (3) 技術指導
- (4) 資金調達
- (5) マーケティング
- (6) IT活用による経営力強化
- (7) 支援制度の案内など

### 労務管理に関する相談の例

- (1) 賃金・退職金・労働時間制度の見直し
- (2) 就業規則 (賃金規定等) の改正
- (3) 高齢者雇用
- (4) 人材育成
- (5) 労働安全衛生対策
- (6) 業務改善助成金などの厚労省関係支援制度などのご案内

## 社会保険労務士や

## 経営コンサルタントなどの専門家の派遣

中小企業事業主の皆さまから、課題解決のための専門家派遣のご要望があった場合に、最低賃金総合相談支援センターまたは中小企業庁が委託事業として運営する支援ポータルサイト (ミラサポ) を通じ派遣された専門家が、事業場の実態を把握、分析した上で、具体的な課題解決手法を提案いたします。

※相談内容や会社の情報が他に漏れることは一切ありません。

## ワン・ストップ無料相談の窓口はこちら

### 茨城県最低賃金総合相談支援センター

〒310-0815 水戸市本町3-20-8  
本町壺番館ビル4階  
TEL.029-226-3296



## 最低賃金についての問合せ窓口はこちら

### 茨城労働局労働基準部賃金室

〒310-8511 水戸市宮町1丁目8-31茨城労働総合庁舎  
TEL.029-224-6216  
<http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



●厚生労働省ホームページアドレス  
<http://www.mhlw.go.jp/>

●最低賃金に関する特設サイト  
<http://www.saiteichingin.info/>



リサイクル適性 (A)  
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。  
(H26.5)